

## 平成十一年法律第二百三十六号

組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等  
に関する法律

## 目次

第一章 総則（第一条・第二条）	組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等 に関する法律
第二章 総則（第三条—第十七条）	組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の没 収等（第三条—第十七条）
第三章 没収に関する手続等の特例（第十八条 —第二十一条）	没収に関する手続等の特例（第十八条 —第二十一条）
第四章 保全手続（第二十二条—第四十一 条）	追徴保全（第四十二条—第四十九 条）
第五章 削除（第五十条—第五十三条）	第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全に ついての国際共助手続等（第五十九条 —第七十四条）
第七章 雜則（第七十五条・第七十六条）	第七章 雜則（第七十五条・第七十六条）
附則	附則

## 第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健  
全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による收  
益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを  
用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重  
大な悪影響を与えることに鑑み、並びに国際的  
な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施  
するため、組織的に行われた殺人等の行為に対  
する处罚を強化し、犯罪による収益の隠匿及び  
收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支  
配を目的とする行為を处罚するとともに、犯罪  
による収益に係る没収及び追徴の特例等につい  
て定めることを目的とする。

## （定義）

第二条 この法律において「団体」とは、共同の  
目的を有する多数人の継続的結合体であつて、  
その目的又は意思を実現する行為の全部又は一  
部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定め  
られた任務の分担に従つて構成員が一体として  
行動する人の結合体をいう。以下同じ。）によ  
り反復して行われるものをいう。

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲  
げる財産をいう。

一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した次  
に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為  
の日本国外での行為を含む。）

であつて、当該行為が日本国内において行わ  
れたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該  
行為又は無期若しくは長期四年以上の拘  
禁刑が定められてゐる罪（口に掲げる罪及  
び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正  
行為を助長する行為等の防止を図るための  
麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関す  
る法律（平成三年法律第九十四号。以下  
「麻薬特例法」という。）第二条第二項各号  
に掲げる罪を除く。）又は別表第一  
二に掲げる罪

二に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした  
行為であつて、当該行為が日本国内において  
行われたとしたならばイ、ロ又はニに掲げる  
罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により  
罪に当たるものとされる。）により提供された  
資金

イ 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百  
五十二号）第四十一条の十（覚醒剤原料の  
輸入等に係る資金等の提供等）の罪

ロ 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八  
号）第十三条（資金等の提供）の罪

ハ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年  
法律第六号）第三十一条の十三（資金等の  
提供）の罪

ニ サリン等による人身被害の防止に関する  
法律（平成七年法律第七十八号）第七条  
(資金等の提供)の罪

三 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした  
行為であつて、当該行為が日本国内において  
行われたとしたならばこれらの罪に当たり、  
かつ、当該行為地の法令により罪に当たるも  
のを含む。）により供与された財産

イ 第七条の二（証人等買収）の罪

ロ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七  
号）第二十二条第四項第四号（外国公務員  
等に対する不正の利益の供与等）の罪

四 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金  
等の提供の处罚に関する法律（平成十四年  
法律第六十七号）第三条第一項若しくは第二  
項前段、第四条第一項若しくは第五条第一項  
(資金等の提供)の罪又はこれらの罪の未遂

罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつ  
て、当該行為が日本国内において行われたと  
したならばこれらの罪に当たり、かつ、当該  
行為の法令により罪に当たるものとされる。）  
により提供され、又は提供しようとした財産  
として得た財産

イ 死刑又は無期若しくは長期四年以上の拘  
禁刑が定められてゐる罪（ロに掲げる罪及  
び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正  
行為を助長する行為等の防止を図るための  
麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関す  
る法律（平成三年法律第九十四号。以下  
「麻薬特例法」という。）第二条第二項各号  
に掲げる罪を除く。）又は別表第一  
二に掲げる罪

二に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした  
行為であつて、当該行為が日本国内において  
行われたとしたならばイ、ロ又はニに掲げる  
罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により  
罪に当たるものとされる。）により提供された  
資金

イ 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百  
五十二号）第四十一条の十（覚醒剤原料の  
輸入等に係る資金等の提供等）の罪

ロ 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八  
号）第十三条（資金等の提供）の罪

ハ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年  
法律第六号）第三十一条の十三（資金等の  
提供）の罪

ニ サリン等による人身被害の防止に関する  
法律（平成七年法律第七十八号）第七条  
(資金等の提供)の罪

三 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした  
行為であつて、当該行為が日本国内において  
行われたとしたならばこれらの罪に当たり、  
かつ、当該行為地の法令により罪に当たるも  
のを含む。）により供与された財産

イ 第七条の二（証人等買収）の罪

ロ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七  
号）第二十二条第四項第四号（外国公務員  
等に対する不正の利益の供与等）の罪

四 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金  
等の提供の处罚に関する法律（平成十四年  
法律第六十七号）第三条第一項若しくは第二  
項前段、第四条第一項若しくは第五条第一項  
(資金等の提供)の罪又はこれらの罪の未遂

罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつ  
て、当該行為が日本国内において行われたと  
したならばこれらの罪に当たり、かつ、当該  
行為の法令により罪に当たるものとされる。）  
により提供され、又は提供しようとした財産  
として得た財産

イ 死刑又は無期若しくは長期四年以上の拘  
禁刑が定められてゐる罪（ロに掲げる罪及  
び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正  
行為を助長する行為等の防止を図るための  
麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関す  
る法律（平成三年法律第九十四号。以下  
「麻薬特例法」という。）第二条第二項各号  
に掲げる罪を除く。）又は別表第一  
二に掲げる罪

二に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした  
行為であつて、当該行為が日本国内において  
行われたとしたならばイ、ロ又はニに掲げる  
罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により  
罪に当たるものとされる。）により提供された  
資金

イ 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百  
五十二号）第四十一条の十（覚醒剤原料の  
輸入等に係る資金等の提供等）の罪

ロ 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八  
号）第十三条（資金等の提供）の罪

ハ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年  
法律第六号）第三十一条の十三（資金等の  
提供）の罪

ニ サリン等による人身被害の防止に関する  
法律（平成七年法律第七十八号）第七条  
(資金等の提供)の罪

三 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした  
行為であつて、当該行為が日本国内において  
行われたとしたならばこれらの罪に当たり、  
かつ、当該行為地の法令により罪に当たるも  
のを含む。）により供与された財産

イ 第七条の二（証人等買収）の罪

ロ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七  
号）第二十二条第四項第四号（外国公務員  
等に対する不正の利益の供与等）の罪

四 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金  
等の提供の处罚に関する法律（平成十四年  
法律第六十七号）第三条第一項若しくは第二  
項前段、第四条第一項若しくは第五条第一項  
(資金等の提供)の罪又はこれらの罪の未遂

(組織的な身の代金目的略取等における解放による刑の減輕)

**第五条** 第三条第一項第十号に掲げる罪に係る同条の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減輕する。

(組織的な殺人等の予備)

**第六条** 次の各号に掲げる罪で、これに当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものを犯す目的で、その予備をした者は、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 刑法第二百九十九条(殺人)の罪 五年以下  
の拘禁刑

二 刑法第二百二十五条(營利目的等略取及び誘拐)の罪(營利の目的によるものに限る)  
二年以下の拘禁刑

三 第三条第二項に規定する目的で、前項各号に掲げる罪の予備をした者も、同項と同様とする。

(テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画)

**第六条の二** 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団(団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。)の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものとの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、關係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超える拘禁刑が定められているもの 五年以下の拘禁刑  
二 別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以上十年以下の拘禁刑が定められているもの 二年以下の拘禁刑

目的で行われるもののが遂行を二人以上で計画したものも、その計画をした者のいずれかによりそ

問わず、威迫の行為をした者 三年以下の拘禁又は二十万円以下の罰金

二 别表第四に掲げる罪のうち告訴がなければ公訴を提起することができないものに係る前二項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

三 别表第四に掲げる罪に係る前二項の罪に係る第一項及び第二項の罪に係る事件についての

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第一百九十八条第一項の規定による取調べその他十分に配慮しなければならない。

(組織的な犯罪に係る犯人隠匿等)

一 别表第四に掲げる罪のうち告訴がなければ公訴を提起することができないものに係る前二項の罪に係る第一項及び第二項の罪に係る事件についての

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第一百九十八条第一項の規定による取調べその他十分に配慮しなければならない。

(組織的な犯罪に係る犯人隠匿等)

一 别表第四に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事件に關し、証言をしないこと、若しくは虚偽の証言をすること、又は証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造すること、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用することの報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 死刑又は無期若しくは長期四年以上の拘禁刑が定められている罪(次号に掲げる罪を除く。)

二 别表第一に掲げる罪

一 その罪に係る他人の刑事件に關する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽

二 その罪に係る他人の刑事件に關する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽

三 その罪に係る自己若しくは他人の刑事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に關して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者 五年以下

四 その罪に係る被告事件に關し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあつた者又はその親族に對し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問はず、威迫の行為をした者 三年以下

五 その罪に係る被告事件に關し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員の選任のために選定された裁判員候補者若しくは当該裁判員若しくは補充裁判員の職務を行うべき選任予定裁判員又はその親族に對し、面会、文書の送付、電話をかける

(不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為)

**第九条** 第二条第二項第一号若しくは第三号の犯罪収益若しくは薬物犯罪収益(麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪の犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産において同じ)、これら保有若しくは处分に基づき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産(以下「不法収益等」という。)を用いることにより、法人等(法人又は法人でない社団若しくは財団をいう。以下同じ。)の株主若しくは社員又は発起人その他の法人等の設立者(法人又は法人でない社団若しくは財団をいう。以下同じ。)の地位を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、その株主等の権限又は当該権限に基づく影響力を行使し、又は当該第三者に行使させて、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、十年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 当該法人等又はその子法人の役員等(取締役、執行役、理事、管理人その他の異なる名稱を有するものであるかを問わず、法人等の経営を行う役職にある者をいう。以下この条において同じ。)を選任し、若しくは選任させ、解任し、若しくは解任させ、又は辞任せること。

三 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること(前号に該当するものを除く。)

四 不法収益等を用いることにより、法人等に対する債権を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に関し、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときも、前項と同様とする。不法収益等を用いることにより、法人等に対する債権を取得しようとし、又は第三者に取得させようとする者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に関し、これらの各号のいずれかに該当する行為をした場合において、当該債権を取得し、又は第三者に取得させたときも、同様とする。

五 犯罪行為を組成し、又は当該犯罪行為の用に供され、若しくは供されようとするとの防止に必要な措置を講じていたときは、この限りで

一 当該法人等又はその子法人の役員等を選任させ、若しくは解任させ、又は辞任させること。  
二 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること（前号に該当するものを除く。）。

不法収益等を用いることにより、法人等の株主等に対する債権を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に関し、当該株主等にその権限又は当該権限に基づく影響力を行使させて、前項各号のいずれかに該当する行為をしたときも、第一項と同様とする。不法収益等を用いることにより、法人等の株主等に対する債権を取得しようとして、又は第三者に取得させようとする者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使をした場合において、当該債権を取得し、又は第三者に取得させたときも、同様とする。

この条において「子法人」とは、一の法人等が株主等の議決権（株主総会において決議す

ることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除

き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有する

ものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。）の総数の百分

の五十を超える数の議決権を保有する法人をい

い、一の法人等及びその子法人又は一の法人等

の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該法

人等の子法人とみなす。

（犯罪収益等隠匿）

第十一条 犯罪収益等（公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の处罚に関する法律

第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ当該行為地の法令により罪に当たるものとを含む。以下この項において同じ。）により提供しようとした財産を除く。以下この項及び次条において同じ。）の取得若しくは処分につき事實を仮装し、又は犯罪収益等

を隠匿した者は、十年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益（同法第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為により提供しようとした財産を除く。）の発生の原因につき事實を仮装した者も、同様とする。

前項の罪の未遂は、罰する。

（犯罪収益等收受）

第十二条 情を知つて、犯罪収益等を收受した者は、七年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法

令上の義務の履行として提供されたものを收受した者は又は契約（債権者において相当の財産上

の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該

契約に係る債務の履行が犯罪収益等によつて行

われることとの情を知らないでした当該契約に係

る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

（国外犯）

第十三条 第三条第一項第九号、第十一号、第十

二号及び第十五号に掲げる罪に係る同条の罪、第六条第一項第一号に掲げる罪に係る同条の罪

並びに第六条の二第一項及び第二項の罪は刑法

第四条の二の例に、第九条第一項から第三項ま

で及び前二条の罪は同法第三条の例に従う。

（犯罪収益等の没収等）

第十四条 次に掲げる財産は、没収することがで

きる。

一 犯罪収益（第六号に掲げる財産に該当する

ものを除く。）

二 犯罪収益に由来する財産（第六号に掲げる

財産に該当する犯罪収益の保有又は处分に基

づけたものを除く。）

（脱法行為）の罪又は同法第一条若しくは第二

条第一項の違反行為に係る同法第八条第三項

（元本を保証して行う出資金の受入れ等）の

罪（昭和三十年法律第七十九号）第二

十条（不正の手段による補助金等の受交付

等）の罪

五 补助金等に係る予算の執行の適正化に關す

るものであるときは、当該不法収益等）

六 不法収益等を用いた第九条第一項から第三

項までの犯罪行為又は第十条若しくは第十一

条の犯罪行為により生じ、若しくはこれらの犯罪行

為の報酬として得た財産

七 第三号から前号までの財産の果実として得

た財産、これらの各号の財産の対価として得

た財産、これらの財産の対価として得た財產

その他これらの各号の財産の保有又は処方に

基づき得た財産

前項各号に掲げる財産が犯罪被害財産（次に

掲げる罪の犯罪行為によりその被害を受けた者

から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分

に基づき得た財産をいう。以下同じ。）である

ときは、これを没収することができない。同項

各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である

場合において、当該部分についても、同様とす

る。

一 財産に対する罪

二 刑法第二百二十五条の二第二項の罪に係る

第三条（組織的な拐取者身の代金取得等）の罪

三 刑法第二百二十五条の二第二項（拐取者身

の代金取得等）又は第二百二十七条第四項後

段（收受者身の代金取得等）の罪

四 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締り

に関する法律（昭和二十九年法律第百九十五

号）第五条第一項後段（高金利の受領）、第

二項後段（業として行う高金利の受領）若し

くは第三項後段（業として行う著しい高金利

の受領）、第五条の二第一項後段（高保証料

の受領）若しくは第五条の三第一項後段（保

証料がある場合の高金利の受領）、第二項後

段（保証があり、かつ、変動利率による利息

の定めがある場合の高金利の受領）若しくは第

三項後段（根保証がある場合の高金利の受

領）の罪、同法第五条第一項後段若しくは第

二項後段、第五条の二第一項後段若しくは第

五条の三第一項後段、第二項後段若しくは第

三項後段の違反行為に係る同法第八条第一項

（高金利の受領等の脱法行為）の罪、同法第

五条第三項後段の違反行為に係る同法第八条

第二項（業として行う著しい高金利の受領）

の罪

五 补助金等に係る予算の執行の適正化に關す

るものであるときは、当該不法収益等）

六 不法収益等を用いた第九条第一項から第三

項までの犯罪行為又は第十条若しくは第十一

条の犯罪行為により生じ、若しくはこれらの犯罪行

為の報酬として得た財産

七 第三号から前号までの財産の果実として得

た財産、これらの各号の財産の対価として得

た財産、これらの財産の対価として得た財產

その他これらの各号の財産の保有又は処方に

基づき得た財産

前項各号に掲げる財産が犯罪被害財産（次に

掲げる罪の犯罪行為によりその被害を受けた者

から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分

に基づき得た財産をいう。以下同じ。）である

ときは、これを没収することができない。同項

各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である

場合において、当該部分についても、同様とす

る。

一 前項各号に掲げる罪の犯罪行為が、団体の

活動として、当該犯罪行為を実行するための

組織により行われたもの、又は第三条第二項

における当該部分を含む。以下この項におい

て同じ。）を没収することができる。

一 前項各号に掲げる罪の犯罪行為が、団体の

活動として、当該犯罪行為を実行するための

組織により行われたもの、又は第三条第二項

における当該部分を含む。以下この項におい

て同じ。）を没収することができる。

一 当該犯罪被害財産について、その取得若し

くは処分若しくは発生の原因につき事實を仮

装し、又は当該犯罪被害財産を隠匿する行為

が行われたとき。

三 当該犯罪被害財産について、情を知つて、  
これを收受する行為が行われたとき。  
4 次に掲げる財産は、これを没收する。ただし、第九条第一項から第三項までの罪が薬物収益又はその保有若しくは処分に基づき得た財産とこれら財産以外の財産とが混和した財産に係る場合において、これらの罪につき次に掲げる財産の全部を没收することが相当ないと認められるときは、その一部を没收することができる。

一 第九条第一項の罪に係る株主等の地位に係る株式又は持分であつて、薬物不法収益等を用いることにより取得されたもの、

二 第九条第二項又は第三項の罪に係る債権であつて、薬物不法収益等を用いることにより取得されたもの（当該債権がその取得に用いられた薬物不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該薬物不法収益等）

三 薬物不法収益等を用いた第九条第一項から第三項までの犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

四 前三号の財産の果実として得た財産、前三号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他の前三号の財産の保有又は处分に基づき得た財産

五 前項の規定により没收すべき財産について、当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人の権利の有無その他の事情からこれを没収することができないと認められるときは、その保有又は处分を相当でないと認めたときは、これを没収しないことができる。

（犯罪収益等が混和した財産の没収等）

**第十四条** 前条第一項各号又は第四項各号に掲げる財産（以下「不法財産」という。）が不法財産以外の財産と混和した場合において、当該不法財産を没収すべきときは、当該混和により生じた財産（次条第一項において「混和財産」という。）のうち当該不法財産（当該混和に係る部分に限る。）の額又は数量に相当する部分を没收することができる。

**第十五条** 第十三条の規定による没收は、不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属しない場合に限る。ただし、犯人以外の者が、犯罪の後情報を知つて当該不法財産又は混和財産を取得した場合（法令上の義務の履行として提供された

ものを收受した場合又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が不法財産若しくは混和財産によつて行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した場合を除く。）は、当該不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属する場合であつても、これを没収することができない。当該不法財産は、没収の言渡しと同時に、その旨を宣告しなければならない。

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を第十三条の規定により没収する場合において、犯人以外の者が犯罪の前に当該権利を取得したとき、又は犯人以外の者が犯罪の後情報を知らないで当該権利を取得したときは、これを存続させるものとする。（追徴）

**第十六条** 第十三条第一項各号に掲げる財産を没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人の権利の有無その他の事情からこれを没収することができないと認められるときは、その保有又は犯人から追徴することができる。ただし、当該財産が犯罪被害財産であるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の規定にかかるらず、第十三条第三項各号のいずれかに該当するときは、その犯罪被害財産の価額を犯人から追徴することができる。

4 第十三条第四項の規定により没収すべき財産を没収することができないとき、又は同条第五項の規定によりこれを没収しないときは、その価額を犯人から追徴する。

（両罰規定）

**第十七条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第九条第一項から第三項まで、第十条又は第十一条の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

**第三章 没収に関する手続等の特例**

2 第十三条第三項の規定により没収した犯罪被害財産及び第十六条第二項の規定により追徴した犯罪被害財産の価額を相当する金額は、犯罪被害財産等による被害回復付金の支給に關する法律（平成十八年法律第八十七号）に定めるところによる被害回復付金の支給に充てるものとする。（没収された債権等の処分等）

**第十八条** 裁判所は、第十三条第三項の規定により犯罪被害財産を没収し、又は第十六条第二項の規定により犯罪被害財産の価額を追徴するときは、その言渡しと同時に、没収すべき価額を犯人から追徴する。（犯罪被害財産の没収手続等）

2 第十三条第三項の規定により没収した犯罪被害財産及び第十六条第二項の規定により追徴した犯罪被害財産の価額を相当する金額は、犯罪被害財産等による被害回復付金の支給に關する法律（平成十八年法律第八十七号）に定めるところによる被害回復付金の支給に充てるものとする。

3 没収保全命令又は附帯保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の旨、没収の根拠となるべき法令の条項、処分を禁止すべき財産又は権利の表示、これらの財産又は権利を有する者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。）の氏名、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

**第二十条** 権利の移転について登記又は登録（以下「登記等」という。）を要する財産を没収しようとする場合において、当該第三者者が被告事件の手続への参加を許されていないとときは、前項と同様とする。

3 土地権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、当該不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属する場合に、これに當該権利を存続させることは、裁判所は、没収の言渡しと同時に、その旨を宣告しなければならない。

4 第十五条第二項の規定により存続させた権利について前項の宣告がない没収の裁判が確定したときは、当該権利を有する者での責めに帰することのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかつたものは、当該権利について、これを存続させるべき場合には、該当する旨の裁判を請求することができる。

5 前項の裁判があつたときは、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）に定める処分された没収物に係る補償の例により、補償を行う。

6 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第三百三十九号）の規定を準用する。（犯罪被害財産の没収手続等）

2 第十二条 条款所は、第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項の罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により没収することができる財産（以下「没収対象財産」という。）に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるとときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該没収対象財産につき、この節の定めるところにより、その処分を禁止することができる。

3 第二十一条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

**第四章 保全手続**

**第一节 没収保全**

（没収保全命令）

**第二十二条** 裁判所は、第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項の罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により没収することができる財産（以下「没収対象財産」という。）に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるとときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該没収対象財産につき、この節の定めるところにより、その処分を禁止することができる。

2 裁判所は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、当該権利が没収により消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であつて当該財産を没収するため必要があると認めるとときは、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、附帯保全命令を別に発して、当該権利の処分を禁止することができる。

3 没収保全命令又は附帯保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の旨、没収の根拠となるべき法令の条項、処分を禁止すべき財産又は権利の表示、これらの財産又は権利を有する者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。）の氏名、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

4	裁判長は、急速を要する場合には、第一項に規定する第二項に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。
5	没収保全（没収保全命令による処分の禁止をして同一の権限を有する。）に関する処分は、第一回公判期日までは、裁判官が行う。この場合において、裁判官は、その处分に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。
6	没収保全がされた不動産又は動産については、刑事訴訟法の規定により押収することを妨げない。（起訴前の没収保全命令）
7	第二十三条 裁判官は、前条第一項又は第二項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であつても、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。次項において同じ。）の請求により、同条第一項又は第二項に規定する処分をすることができる。

2	司法警察員は、その請求により没収保全命令又は附帯保全命令が発せられたときは、速やかに、関係書類を検察官に送付しなければならない。
3	第三項の規定による没収保全は、没収保全命令が発せられた日から三十日以内に当該保全がされた事件につき公訴が提起されないときは、その効力を失う。ただし、共犯に対して公訴が提起された場合において、その共犯に関し、当該財産につき前条第一項に規定する理由があるときは、この限りでない。
4	裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、三十日ごとに、前項の期間を更新することができる。この場合において、更新の裁判は、検察官に告知された時にその効力を生ずる。
5	第一項又は前項の規定による請求は、請求する者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官にしなければならない。
6	第一項又は第四項の規定による請求を受けた裁判官は、没収保全に關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。
7	検察官は、第一項の規定による没収保全が、公訴の提起があつたためその効力を失うことがなくなるに至ったときは、その旨を没収保全命令を受けた者（被告人を除く。）に通知しなければならない。この場合において、その者の所

2	第二十五条 没収保全がされた財産（以下「没収保全財産」という。）について当該保全がされた後にされた処分は、没収に関しては、その効力を生じない。ただし、第三十七条第一項の規定により没収の裁判をすることができない場合における同項に規定する手続（第四十条第三項の規定により第三十七条第一項の規定を準用する手続を含む。）及び没収保全財産に対して実行することができる担保権の実行としての競売の手続による処分については、この限りでない。（代替金の納付）
3	第二十六条 裁判所は、没収保全財産を有する者の請求により、適当と認めるときは、決定をもつて、当該没収保全財産に代わるものとして、その財産の価額に相当する金銭（以下「代替金」という。）の額を定め、その納付を許すことは、検察官の意見を聽かなければならぬ。
4	裁判所は、前項の請求について決定をするに当該財産につき前条第一項に規定する理由があるときは、この限りでない。
5	裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、三十日ごとに、前項の期間を更新することができる。この場合において、更新の裁判は、検察官に告知された時にその効力を生ずる。
6	第一項又は前項の規定による請求は、請求する者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官にしなければならない。
7	第一項の規定による請求を受けた裁判官は、没収保全に關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。
8	民事執行法第四十六条第二項及び第四十八条第一項の規定は、不動産の没収保全について準用する。この場合において、同法第四十六条第二項中「債務者」とあるのは、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二十七条第四項」と、「執行裁判所」とあるのは、「登記の嘱託をした検察事務官の所属する検察庁の検察官」と読み替えるものとする。

2	第二十七条 不動産（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第四十三条第一項に規定する不動産及び同条第二項の規定により不動産とみなされるものをいう。以下この条（第七項本文を除く。）、次条、第二十九条第一項及び第三十五条第一項において単に「航空機」という。）、道路運送車両法（昭和二十六年法律第一百八十五号）の規定により登録を受けた自動車（同項において單に「自動車」という。）、建設機械抵当（昭和二十九年法律第九十七号）の規定により登記を受けた建設機械（同項において単に「建物機械」という。）又は小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）の規定により登録を受けた小型船舶（同項において単に「小型船舶」という。）の没収保全については、その権利者とし、当該不動産又は権利に係る名義人が異なる場合は名義人を含む。）に送達しなければならない。
3	第二十八条 登記される船舶、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定により登録を受けた飛行機若しくは回転翼航空機（第三十五条第一項において単に「航空機」という。）、道路運送車両法（昭和二十六年法律第一百八十五号）の規定により登録を受けた自動車（同項において單に「自動車」という。）、建設機械抵当（昭和二十九年法律第九十七号）の規定により登記を受けた建設機械（同項において単に「建物機械」という。）に送達しなければならない。
4	第二十九条 動産（不動産及び前条に規定する物以外の物をいう。以下この条において同じ。）の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行う。
5	前項の登記は、検察事務官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基づいて、これを行なう。
6	不動産の没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその賃本が送達される前であつても、することができる。

えられた債権」とあるのは「没収保全がされた債権」と、「支払又は供託」とあるのは「供託」と、「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「検察事務官は、検察官が登記等の抹消の嘱託を指揮する書面に基づいて」と、「債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したときも」とあるのは「没収保全が効力を失つたとき、又は代替金が納付されたときも」と読み替えるものとする。  
 (その他の財産権の没収保全)

**第三十一条** 第二十七条から前条までに規定する財産以外の財産権（以下この条において「その他の財産権」という。）の没収保全については、この条に特別の定めがあるもののほか、債権の没収保全の例による。

2 その他の財産権で債務者又はこれに準ずる者がないもの（次項に規定するものを除く。）の没収保全の効力は、没収保全命令の贈本が権利者に送達された時に生ずる。

3 第二十七条第三項から第五項まで及び第七項並びに民事執行法第四十八条第二項の規定は、その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものについて準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十一条第三項において準用する同法第二十七条第四項」と、「執行裁判所」とあるのは「登記等の嘱託をした検察事務官の所属する検察庁の検察官」と読み替えるものとする。  
 (没収保全命令の取消し)

**第三十二条** 没収保全の理由若しくは必要がなくなったときは、又は没収保全の期間が不当に長くなつたときは、裁判所は、検察官若しくは没収保全財産を有する者（その者が被告人であるときは、その弁護人を含む。）の請求により、又は職権で、决定をもつて、没収保全命令を取り消さなければならない。

2 裁判所は、検察官の請求による場合を除き、前項の決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならぬ。  
 (没収保全命令の失効)

**第三十三条** 没収保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却（刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による場合を除く。）の裁判の告知があつたとき、又は有罪の裁判の告知があつた場合において没収の言渡しがなかつたときは、その効力を失う。

2 刑事訴訟法第三百三十八条第四号又は第三百三十九条第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があつた場合における没収保全の効力については、第二十三条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「没収保全命令が発せられた日」とあるのは、「公訴棄却の裁判が確定した日」と読み替えるものとする。

**第三十四条** 没収保全が効力を失つたとき、又は代替金が納付されたときは、検察官は、速やかに、検察事務官に当該没収保全の登記等の抹消の嘱託をさせ、及び公示書の除去その他必要な措置を執らなければならない。この場合において、没収保全の登記等の抹消の嘱託は、検察官がその嘱託を指揮する書面に基づいて、これをを行う。  
 (失効等の場合の措置)

**第三十五条** 没収保全が効力を失つたとき、又は代替金が納付された後に、当該保全に係る不動産、船舶（民事執行法第百十二条に規定する船舶をいう。）、航空機、自動車、建設機械若しくは小型船舶に対し強制競売の開始決定がされたときは、当該保全に係る動産（同法第百二十二条第一項に規定する動産をいう。第四十二条第二項において同じ。）に対し強制執行による差押さえがされたときは、強制執行による売却のための手続は、没収保全が効力を失つた後又は代替金が納付された後でなければ、することはできない。

2 没収保全がされている債権（民事執行法第四十三条に規定する債権をいう。以下同じ。）に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられたときは、当該差押えをした債権者は、差押えのうち没収保全がされた債権者に對し強制競売の開始決定がされたときは、強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされたときは、強制執行による売却のための手續は、没収保全が効力を失つた後又は代替金が納付された後でなければ、することはできない。

3 第二項の規定による供託がされた場合には、差押命を発した執行裁判所又は差押処分を実施した裁判所に届け出なければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、強制執行による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について交付を実施しなければならない。

5 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による供託がされた場合における民事執行法第六十五条（同法第六十七条の十四第四項において同法第六十五条（第三号及び第六号を除く。）の規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第一号中「第一百五十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）」とする。

2 刑事訴訟法第三百三十八条第一項の規定による請求をすることによって、没収保全がされた後に強制執行による差押命又は差押処分が発せられたときは、当該差押えをした債権者は、差押えに係る債権のうち没収保全がされた部分については、没収保全が効力を失つた後又は代替金が納付された後でなければ、取立て又は同法第六十三条第一項の規定による請求をすることができない。

3 第一項の規定は、没収保全がされた後に強制執行による差押命又は差押処分が発せられた債権で、条件付若しくは期限付であるもの又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるものについて準用する。

4 没収保全がされている他の財産権（民事執行法第六十六条十七条第一項に規定するその他の財産権をいう。）に対する強制執行については、没収保全がされている他の財産権に対する強制執行による差押命をもつて、没収保全命令を取立てたときは、その効力を失う。

2 刑事訴訟法第三百三十八条第一項の規定による請求をすることによって、没収保全がされた前に強制執行による差押命又は差押処分が発せられた場合は、強制執行による差押えがされている前の民事執行法の規定の適用については、同法第三十九条第一項第七号の文書の提出があったものとみなす。

3 裁判所は、没収保全が効力を失つたとき、代替金が納付されたとき、第一項の理由がなくなりたときは、強制執行を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第三十九条第一項第七号の文書の提出があったものとみなす。

**第三十六条** 金銭債権（金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。）の債務者（以下「第三債務者」という。）は、没収保全がされた後に当該保全に係る債権について強制執行による差押命又は差押処分の送達を受けたときは、當該債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

**第三十七条** 没収保全命令がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされていいる場合において、同条第三項において同一の項に規定する場合における民事執行法の規定の適用については、同条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）とする。

**第三十八条** 裁判所は、強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、前条第一項ただし書に規定する事由があると思料するに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、決定をもつて、強制執行の停止を命ぜることができる。

2 検察官が前項の決定の裁判書の贈本を執行裁判所（差押処分がされている場合においては、当該差押処分をした裁判所書記官。以下この項において同じ。）に提出したときは、執行裁判所は、強制執行を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第三十九条第一項第七号の文書の提出があつたものとみなす。

3 裁判所は、没収保全が効力を失つたとき、代替金が納付されたとき、第一項の理由がなくなりたときは、強制執行を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第三十九条第一項第七号の文書の提出があつたものとみなす。

の請求により、又は職権で、決定をもつて、同項の決定を取り消さなければならない。第三十条第二項の規定は、この場合に準用する。

(担保権の実行としての競売の手続との調整)

**第三十九条** 没収保全財産の上に存在する担保権で、当該保全がされた後に生じたもの又は附帯保全命令による処分の禁止がされたものの実行(差押えを除く。)は、没収保全若しくは附帯保全命令による処分の禁止が効力を失つた後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

担保権の実行としての競売の手続が開始された後に当該担保権について附帯保全命令が発せられた場合において、検察官が当該命令の賛本を提出したときは、執行裁判所は、その手続を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第百八十三条第一項第二号へ(同法第百八十九条、第百九十二条又は第百九十三条第二項において準用する場合を含む。)の文書の提出があつたものとみなす。

#### (その他の手続との調整)

**第四十条** 第三十五条の規定は、没収保全がされている財産に対し滞納処分(国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。以下同じ。)による差押えがされた場合又は没収保全がされている財産を有する者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定若しくは承認援助手続における外倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第百二十九号)第二十八条第一項の規定による禁止の命令(第三項において「破産手続開始決定等」という。)がされた場合若しくは没収保全がされている財産を有する会社その他の法人について更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令(同項において「更生手続開始決定等」という。)がされた場合におけるこれらの手続の制限について準用する。

第二条 第三十六条の規定は没収保全がされている金銭債権に対し滞納処分による差押えがされた場合又は滞納処分による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合又は仮差押えの執行がされている金銭債権について、同条第一項、第二項及び第四項の規定は没収保全がされた場合及び第四項の規定は没収保全がされた場合又は仮差押えの執行がされた場合又は仮差押えの執行がされている金銭債権について没

收保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。

第三十七条の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し仮差押えの執行がされた場合又は没収対象財産の上に存在する地

上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて当該処分の禁止がされる前に仮差押えの執行がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について、同条第一項本文の規定は没収保全がされる

前に当該保全に係る財産に対し滞納処分による差押えがされた場合又は没収保全がされる

前に当該保全に係る財産を有する者について破

産の制限について、同条第二項本文の規定は没

収手続開始決定等がされた場合若しくは没

収保全がされる前に当該保全に係る財産を有す

る会社その他の法人について更生手続開始決定等がされた場合におけるこれらの財産の没

収の制限について、同条第二項本文の規定は没

収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされ

たものについて当該処分の禁止がされる前に滞

納処分による差押えがされた場合又は没収

対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされ

たものを有する者について当該処分の禁止がされ

る前に破産手続開始決定等がされた場合若

しくは没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁

止がされたものを有する会社その他の法人につ

いて当該処分の禁止がされる前に更生手続開始

決定等がされた場合におけるこれらの財産

又は発しようとする場合における強制執行の停止について準用する。

(附帯保全命令の効力等)

**第四十一条** 附帯保全命令は、当該命令に係る没

収保全が効力を有する間、その効力を有する。

ただし、代替金が納付されたときは、この限り

(追徴保全命令)

第二節 追徴保全

**第四十二条** 裁判所は、第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は

第十條第三項の罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により不法財産の価額を追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

追徴保全命令は、追徴の裁判の執行のため保全することを相当と認める金額(第四項において「追徴保全額」という。)を定め、特定の財産について発しなければならない。ただし、動産については、目的物を特定しないで発することができる。

追徴保全命令においては、処分を禁止すべき財産について、追徴保全命令の執行の停止を得るため、又は追徴保全命令の執行としてされた処分の取消しを得るために被告人が納付すべき金額(以下「追徴保全解放金」という。)の額を定めなければならない。

追徴保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、追徴の根拠となるべき法令の条項、追徴保全額、処分を禁止すべき財産の表示、追徴保全解放金の額、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

追徴保全命令には、被告人の氏名、罪名、公

訴事実の要旨、追徴の根拠となるべき法令の条

項、追徴保全額、処分を禁止すべき財産の表

示、追徴保全解放金の額、発付の年月日その他

最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長

又は受命裁判官が、これに記名押印しなければ

ならない。

追徴保全命令による処分の禁止をいう。

(起訴前の追徴保全命令)

**第四十三条** 裁判官は、第十六条第三項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、前条第一項に規定する必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、検察官の請求によつて準用する。

(追徴保全命令の執行)

**第四十四条** 追徴保全命令は、検察官の命令によつてこれを執行する。この命令は、民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定による仮差押命令と同一の効力を有する。

第二十二条第四項及び第五項の規定は、追徴保全(追徴保全命令による処分の禁止をいう。

以下同じ。)について準用する。

第五条 第二十二条第四項及び第五項の規定は、追徴保全(追徴保全命令による処分の禁止をいう。

以下同じ。)について準用する。

第六条 第二十二条第四項及び第五項の規定は、追徴保全(追徴保全命令による処分の禁止をいう。

以下同じ。)について準用する。

第七条 第二十二条第四項及び第五項の規定は、追徴保全(追徴保全命令による処分の禁止をいう。

以下同じ。)について準用する。

第八条 第二十二条第四項及び第五項の規定は、追徴保全(追徴保全命令による処分の禁止をいう。

以下同じ。)について準用する。

第二条 追徴保全命令の執行は、追徴保全命令の賛本が被告人又は被疑者に送達される前であつても、これをることができる。

第三条 追徴保全命令の執行は、この法律に特別の定めがあるもののほか、民事保全法その他の仮差押の執行の手続に関する法令の規定に従つてすべきである。この場合において、これらの法令の規定において仮差押命令を発した裁判所が保全執行裁判所として管轄することとされる仮差押の執行について、第一項の規定による命令を発した検察官の所属する検察庁の対応する裁判所が管轄する。

(追徴保全解放金の債務者の供託)

**第四十五条** 追徴保全命令に基づく仮差押の執行がされた金錢債権の債務者が、当該債権の額に相当する額の金錢を供託したときは、債権者の供託金の還付請求権につき、当該仮差押の執行がされたものとのみなす。

前項の規定は、追徴保全解放金の額を超える部分に係る供託金については、これを適用しない。

(追徴保全解放金の納付と追徴等の裁判の執行)

**第四十六条** 追徴保全命令が納付された後に、追徴の裁判が確定したとき、又は仮納付の裁判執行がされた金錢債権の債務者が、当該債権の額に相当する額の金錢を供託したときは、債権者の供託金の還付請求権につき、当該仮差押の執行がされたものとのみなす。

前項の規定は、追徴保全解放金の額を超える部分に係る供託金については、これを適用しない。

(追徴保全解放金の納付と追徴等の裁判の執行)

**第四十七条** 裁判所は、追徴保全の理由若しくは必要がなくなつたとき、又は追徴保全の期間が不当に長くなつたときは、検察官、被告人若しくはその弁護人の請求により、又は職権で、決定期をもつて、追徴保全命令を取り消さなければならぬ。第三十二条第二項の規定は、この場合に準用する。

(追徴保全命令の取消し)

**第四十八条** 裁判所は、追徴保全の理由若しくは必要がなくなつたとき、又は追徴保全の期間が不当に長くなつたときは、検察官、被告人若しくはその弁護人の請求により、又は職権で、決定をもつて、追徴保全命令を取り消さなければならぬ。第三十二条第二項の規定は、この場合に準用する。

(追徴保全命令の失効)

**第四十九条** 裁判所は、追徴保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による

場合を除く。)の裁判の告知があつた場合において追徴

は有罪の裁判の告知があつた場合において追徴

の言渡しがなかつたときは、その効力を失う。

第三十九条第一項第一号の規定による公訴棄却の

裁判があつた場合における追徴保全命令の効力については、第三十三条第二項の規定を準用する。

#### (失効等の場合の措置)

追徴保全命令が効力を失つたとき、又は追徴保全解放金が納付されたときは、検察官は、速やかに、第四十四条第一項の規定によりした命令を取り消し、かつ、追徴保全命令に基づく仮差押えの執行の停止又は既にした仮差押えの執行の取消しのため、必要な措置を執らなければならない。(送達)

#### 第三節 雜則

#### 第五十条 没収保全又は追徴保全(追徴保全命令に基づく仮差押えの執行を除く。以下この節において同じ。)に関する書類の送達については、最高裁判所規則に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟に関する法令の規定(民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条及び第一百二条第二項の規定を除く。)を準用する。この場合において、同条第一項「前条の規定による措置を開始した日から二週間」とあるのは、「組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十条第二項の規定による掲示を始めた日から七日間」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは、「当該掲示を始めた」と、同法第一百十三条规定又は電磁的記録」とあるのは、「書類」と、「記載又は記録」とあるのは、「記載」と、「第一百十一条の規定による措置を開始した」とあるのは、「組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十条第二項の規定による掲示を始めた」と読み替えるものとする。

前項において準用する民事訴訟法第一百条の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(上訴提起期間中の処分等)  
第五十一条 上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起がないもの又は上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて、没収保全又は追徴保全に関する処分をすべき場合には、原裁判所がこれをしなければならない。

(不服申立て)

第五十二条 没収保全又は追徴保全に関する裁判所のした決定に対しても、抗告をすることができない。

すると思料するに足りる相当な理由がないことである。ただし、没収又は追徴すべき場合に該当するとき、又はその事件について日本国の裁判所において確定判決を受けたとき。

(第二十二条第二項の規定による決定に関しては第三十八条第一項に規定する理由がないことを含む。)の規定による決定に関しては第三十八条第一項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による決定に関する理由がないことを含む。)を理由としてすることはできない。

条第一項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による決定に関しては第三十八条第一項に規定する理由がないことを含む。)を理由としてすることはできない。

裁判に不服がある者は、その裁判官の所属する裁判所(簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所)にその裁判の取消し又は変更を請求することができる。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

2 前項の規定による不服申立てに関する手続については、刑事訴訟法第四百二十九条第一項に規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

3 前項の規定による不服申立てに関する手続については、民事訴訟法第四百二十九条第一項に規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

4 前項の規定による不服申立てに関する手続については、民事訴訟法第四百二十九条第一項に規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

第五章 削除

#### 第五十四条から第五十八条まで 削除

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等

#### (共助の実施)

#### 第五十九条 外国の刑事事件(麻薬特例法第十六条第二項に規定する薬物犯罪等に当たる行為に係るもの)を除く。)に関する行為について、当該外国から、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助を受けるものであるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができる。

#### 七 没収又は追徴のための保全の共助について

は、要請国の裁判所若しくは裁判官のした没収若しくは追徴のための保全の裁判に基づく要請である場合又は没収若しくは追徴の裁判の確定後の要請である場合を除き、共助犯罪に係る行為が行われたと疑うに足りる相当な理由がないとき、又は当該行為が日本国内で行われたとした場合において第二十二条第一項若しくは第四十二条第一項に規定する理由がないと認められるとき。

八 共助犯罪(共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下この項において同じ。)に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項の罪に当たるものではないとき。

二 共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によればこれについて刑罰を科すことができないと認められるとき。

三 二 共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によればこれについて刑罰を科すことができないと認められるとき。

### 三 共助犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国の裁判所において確定判決を受けたとき。

(追徴とみなす没収)  
第六十条 不法財産又は麻薬特例法第十一條第一項各号若しくは第三項各号に掲げる財産(以下この条において「不法財産等」という。)に代えて、その価額が不法財産等の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあつては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。

四 没収の確定裁判の執行の共助又は没収のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、要請に係る財産が日本国の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をできる財産に当たるものではないとき。

五 追徴の確定裁判の執行の共助又は追徴のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は追徴保全をすることができる財産に当たるものではないとき。

六 没収の確定裁判の執行の共助については要請に係る財産を有し又はその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者が、追徴の確定裁判の執行の共助については当該裁判を受けた者が、自己の責めに帰することができない理由により、当該裁判に係る手続において自己の権利を主張することができなかつたと認められるとき。

七 没収又は追徴のための保全の共助については、要請国の裁判所若しくは裁判官のした没収若しくは追徴のための保全の裁判に基づく要請である場合又は没収若しくは追徴の裁判の確定後の要請である場合を除き、共助犯罪に係る行為が行われたと疑うに足りる相当な理由がないとき、又は当該行為が日本国内で行われたとした場合において第二十二条第一項若しくは第四十二条第一項に規定する理由がないと認められるとき。

八 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、外務大臣に対し、共助に関する事務の実施に關し、必要な協力を求めることができる。

九 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、外務大臣に対し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとされる。

十 共助の要請の受理は、外務大臣が行う。ただし、条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているとき、又は緊急その他特別の事情がある場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとされる。

十一 共助の要請の受理は、外務大臣が行う。ただし、条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているとき、又は緊急その他特別の事情がある場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとされる。

十二 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、外務大臣に対し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとされる。

十三 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、外務大臣に対し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとされる。

十四 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、外務大臣に対し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとされる。

十五 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、外務大臣に対し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとされる。

十六 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、外務大臣に対し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとされる。

十七 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、外務大臣に対し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとされる。

十八 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、外務大臣に対し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとされる。

十九 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、外務大臣に対し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとされる。

二十 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、外務大臣に対し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとされる。

二十一 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、外務大臣に対し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとされる。

二十二 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、外務大臣に対し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとされる。

二十三 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、外務大臣に対し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとされる。

二十四 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、外務大臣に対し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとされる。

二十五 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、外務大臣に対し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとされる。

二十六 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、外務大臣に対し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとされる。

する旨の決定をするときは、追徴すべき日本円の金額を同時に示さなければならない。  
第一項の規定による審査においては、共助の要請に係る確定裁判の当否を審査することができない。

6 第一項の規定による審査に関しては、次に掲げる者（以下「利害関係人」という。）が当該審査請求事件の手続への参加を許されないときは、共助をすることができる場合に該当する旨の決定をすることができない。

一 没収の確定裁判の執行の共助については、要請に係る財産を有し、若しくはその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者又はこれららの財産若しくは権利について没収保全がされた前に強制競売の開始決定、強制執行による差押え若しくは仮差押の執行がされている場合における差押債権者若しくは仮差押債権者

二 追徴の確定裁判の執行の共助については、当該裁判を受けた者  
裁判所は、審査の請求について決定をするときは、検察官及び審査請求事件の手続への参加を許された者（以下「参加人」という。）の意見を聴かなければならない。

8 裁判所は、参加人が口頭で意見を述べたい旨を申し出たとき、又は裁判所において証人若しくは鑑定人を尋問するときは、公開の法廷において審問期日を開き、参加人に当該期日に出頭する機会を与えるべきである。この場合において、参加人が出頭することができないときは、審問期日に代理人を出頭させ、又は書面により意見を述べる機会を与えたことをもって、参加人に出頭する機会を与えたものとみなす。  
9 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。（抗告）

**第六十三条** 檢察官及び参加人は、審査の請求に係る決定に対し、抗告をすることができる。

2 抗告裁判所の決定に対しでは、刑事訴訟法第四百五条各号に定める事由があるときは、最高裁判所に特に抗告をすることができる。  
3 前二項の抗告の提起期間は、十四日とする。（決定の効力）

**第六十四条** 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができる場合に該当する旨の決定が確定したときは、当該没収

又は追徴の確定裁判は、共助の実施に関しての共助の要請をした外国（第三項において「執行共助の要請国」という。）から、当該共助の実施に係る財産又はその価額に相当する金銭（以下この条において「執行財産等」という。）の譲りの要請があつたときは、その全部又は一部を譲りすることができる。

**第六十四条の二** 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請をした外国（第三項において「執行共助の要請国」という。）から、当該共助の実施に係る財産又はその価額に相当する金銭（以下この条において「執行財産等」という。）の譲りの要請があつたときは、その全部又は一部を譲りすることができる。

（要請国への執行財産等の譲り等）  
6 第二項第一項の審査の請求があつた後は、没収保全に関する処分は、審査の請求を受けることなどを請求することができる。

（要請國への執行財産等の譲り等）  
6 第二項第一項の審査の請求があつた後は、没収保全に関する処分は、審査の請求を受けることなどを請求することができる。

（以下この条において「執行財産等」という。）の譲りの要請があつたときは、その全部又は一部を譲りすることができる。

い。この場合において、検察官は、必要と認めることは、附帯保全命令を発して当該財産の上に存在する地上権、抵当権その他の権利の処分を禁止することを請求することができる。

（追徴保全の請求）  
2 第二項第一項の審査の請求があつた後は、没収保全に関する処分は、審査の請求を受けることを行つた裁判所が行う。

（追徴保全の請求）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（公訴提起前の保全の期間）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（第六十八条）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（第六十九条）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（第七十条）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（第七十一条）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（第七十二条）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（第七十三条）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（第七十四条）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（第七十五条）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（第七十六条）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（検察官の処分）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（第七十七条）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（第七十八条）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（第七十九条）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（第八十条）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（第八十一条）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（第八十二条）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（第八十三条）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（第八十四条）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（第八十五条）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（第八十六条）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（第八十七条）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（第八十八条）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（第八十九条）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

（第九十条）  
2 前項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

助等に関する法律(昭和五十五年法律第六十九号)第四条、第五条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項並びに第七条第一項並びに逃亡犯人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)第八条第二項並びに第十一條第一項及び第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

2 第六十四条の二第一項に規定する譲与の要請の受理及び当該要請を受理した場合における措置については、国際捜査共助等に関する法律第三条、第四条、第十四条第一項前段、第五項及び第六項並びに第十六条第一項の規定を準用する。この場合において、同法第三条の見出し中「証拠の送付」とあるのは、「執行財産等の引渡し」と、同条第一項中「証拠の送付」とあるのは、「執行財産等(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第二百三十六号)第六十四条の二第一項に規定する執行財産等をいう。以下同じ。)の引渡し」と、同条第二項中「証拠の送付」とあるのは、「執行財産等の引渡し」と、同法第四条中「共助要請書」とあるのは、「譲与要請書」と、同法第十四条第一項前段中「証拠の収集を終えた」とあるのは、「執行財産等を保管するに至った」と、「執行財産等の引渡し」と、「該執行財産等」と、「送付しなければ」と、「引き渡さなければ」と、同条第五項中「第一項、第三項又は前項の規定による送付」とあるのは、「第一項の規定による引渡し」と、「証拠」とあるのは、「執行財産等」と、「返還」とあるのは、「処分」と読み替えるものとする。

(逃亡犯人の引渡しに関する特例)  
第七十四条 逃亡犯人引渡法第一条第三項に規定する引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとしたならば第六条の二第一項第二号に掲げる罪に係る同項若しくは同条第二項の罪又は第十条第三項の罪に当たるものである場合における同法第一条の規定の適用については、同条第三号及び第四号中「三年」とあるのは、「二年」とする。

## 第七章 雑則

(政令等への委任)

第七十五条 この法律に定めるもののほか、没収保全と滞納処分との手続の調整について必要な事項で、滞納処分に関するものは、政令で定める。この法律に定めるもののほか、第十八条の規定による第三者の参加及び裁判に関する手続、

第四章に規定する没収保全及び追徴保全に関する手続並びに前章に規定する国際共助手続について必要な事項(前項に規定する事項を除く。)は、最高裁判所規則で定める。

### (経過措置)

第七十六条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

### 附 則 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### (経過措置)

第二条 第九条第一項から第三項までの規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した懲役以上の刑が定められている罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば別表に掲げる罪に当たるものにより生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関するこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合においては、これらの財産は、第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。)

2 第九条第一項から第三項までの規定は、この法律の施行前に犯した不正競争防止法第十条の二第一項の違反行為に係る同法第十三条第三号の罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばその罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものとす。

第三条 第五章の規定の適用については、附則第八条の規定による改正前の麻薬特例法(以下「旧麻薬特例法」という。)第五条第一項の規定による届出は第五十四条第一項の規定による届出と、旧麻薬特例法第五条第三項の規定による文書の写しの送付は第五十四条第三項の規定による通知とみなす。

2 郵政大臣は、この法律の施行後、速やかに、旧麻薬特例法第六条の規定により記録した帳簿の写しを金融監督庁長官に送付するものとする。この場合において、帳簿の写しの送付は、第五十五条の規定による通知とみなす。

第四条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請及び逃亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

### (施行期日)

### 附 則 (平成一九年七月七日法律第八四号)抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第二百三十六号。以下「組織的犯罪处罚法」という。)の施行の日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)後となる場合には、附則第十二条の規定は、組織的犯罪处罚法の施行の日から施行する。

3 第九条第一項から第三項までの規定は、この法律の施行前に犯した麻薬特例法第二条第二項に規定する薬物犯罪の犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産(麻薬特例法附則第二項に規定する財産を含む。)に関するこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合においては、当該財産は、第二条第二項第三号の犯罪収益とみなす。

### 附 則 (平成一九年七月七日法律第八四号)抄

### (施行期日)

4 第十条及び第十一條の規定は、第一項及び第二項に規定する財産並びにこの法律の施行前に犯した第二条第二項第二号イからニまでに掲げ地の法令により罪に当たるものとす。)により提供された資金に關してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合においては、これらの財産及び資金は、犯罪収益とみなす。

2 第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十一条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第四百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

二 第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定(以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行 政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に關する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手續をしなければな

らない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていなければならぬ事項として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

**第一百六十二条** 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に規定了する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。(罰則に関する経過措置)

**第一百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百六十四条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。(検討)

**第二百五十一条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十二条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税

財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則 (平成二年二月二日法律第六十号)** 抄  
(施行期日)

この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

二 第三百四十四条の規定(公布の日第千三百四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十九条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。))

三 第三百四十四条の規定(公布の日第千三百四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。))

四 第三百四十四条の規定(公布の日第千三百四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。))

五 第三百四十四条の規定(公布の日第千三百四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。))

六 第三百四十四条の規定(公布の日第千三百四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。))

七 第三百四十四条の規定(公布の日第千三百四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。))

八 第三百四十四条の規定(公布の日第千三百四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。))

九 第三百四十四条の規定(公布の日第千三百四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。))

十 第三百四十四条の規定(公布の日第千三百四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。))

十一 第三百四十四条の規定(公布の日第千三百四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。))

十二 第三百四十四条の規定(公布の日第千三百四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。))

十三 第三百四十四条の規定(公布の日第千三百四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。))

十四 第三百四十四条の規定(公布の日第千三百四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。))

十五 第三百四十四条の規定(公布の日第千三百四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。))

十六 第三百四十四条の規定(公布の日第千三百四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。))

十七 第三百四十四条の規定(公布の日第千三百四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。))

十八 第三百四十四条の規定(公布の日第千三百四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。))

十九 第三百四十四条の規定(公布の日第千三百四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。))

二十 第三百四十四条の規定(公布の日第千三百四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。))

二十一 第三百四十四条の規定(公布の日第千三百四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。))

二十二 第三百四十四条の規定(公布の日第千三百四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。))

二十三 第三百四十四条の規定(公布の日第千三百四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。))

**附 則 (平成二年五月三日法律第九号)** 二号抄  
(施行期日)

この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から起算して三月三十日から施行する。

それぞれの法律(これに基づく命令を含む。)下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれが、この附則に別段の定めがあるものを除き、改訂後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

**附 則 (平成二年五月三日法律第九号)** 二号抄  
(施行期日)

この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から起算して三月三十日から施行する。

た行為に対しても、適用する。この場合においては、当該財産は、犯罪収益とみなす。	
附 則 (平成二年一月二十九日法律第一二八号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を超える。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (平成一三年七月四日法律第九七号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を超える範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一三年六月一五日法律第四九号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えてから施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。
附 則 (平成一三年六月二七日法律第七五号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えてから施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。
附 則 (平成一四年五月二九日法律第四五号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えてから施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えてから施行する。
附 則 (平成一四年六月一二日法律第六五号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えてから施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えてから施行する。
附 則 (平成一五年五月二三日法律第四六号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えてから施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えてから施行する。
附 則 (平成一四年六月一二日法律第六八号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えてから施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えてから施行する。
附 則 (平成一五年六月一三日法律第八二号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えてから施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えてから施行する。
附 則 (平成一五年八月一日法律第一三八号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を超えてから施行する。
附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一四年六月二九日法律第八一号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一六年六月九日法律第八九三号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十二日を超えてから施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を超えてから施行する。
附 則 (平成一六年五月二八日法律第六二号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一百五十六日を超えてから施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して一百五十六日を超えてから施行する。
附 則 (平成一六年六月二九日法律第一〇二号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えてから施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えてから施行する。
附 則 (平成一三年七月四日法律第一〇一附則二号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を超えてから施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を超えてから施行する。
附 則 (平成一六年六月二一日法律第七六六号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (新組織的犯罪処罰法第一二九号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約が日本国について効力を有することとされる場合における施行日以後に施行する日から施行する。	第一条 この法律は、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約が日本国について効力を有することとされる場合における施行日以後に生ずる日から施行する。
附 則 (平成一三年一月二八日法律第一二九号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。	第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一五五号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)の施行日から施行する。	第一条 この法律は、会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)の施行日から施行する。
附 則 (新組織的犯罪処罰法第一二九号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、新組織的犯罪処罰法(以下この章において「新組織的犯罪処罰法」という。)の規定(前条第一項前段又は新破産法附則第六条前段の規定により適用されることとなる罰則の規定を除く。)の適用については、前条第一項前段又は新破産法附則第六条前段の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧破産法第三百七十四条(詐欺破産)の罪、同条の例により処断すべき罪及び旧破産法第三百七八条(第三者の詐欺破産)の罪、旧更生特例法第五百三十九条第一項(協同組織金融機関の理事等の詐欺更生)及び第二項(相互会社の取締役等の詐欺更生)並びに第五百四十条第一項(協同組織金融機関に関する第三者の詐欺更生)及び第二項(相互会社に関する第三者の詐欺更生)の罪、旧民事再生法第二百四十六条(詐欺再生)及び第二百四十七条(第三者の詐欺再生)の罪並びに旧会社更生法第二百五十五条(詐欺再生)及び第二百五十六条(第三者の詐欺再生)の罪は、新組織的犯罪処罰法別表に掲げる罪とみなす。	第一条 この法律は、新組織的犯罪処罰法(以下この章において「新組織的犯罪処罰法」という。)の規定(前条第一項前段又は新破産法附則第六条前段の規定により適用されることとなる罰則の規定を除く。)の適用については、前条第一項前段又は新破産法附則第六条前段の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧破産法第三百七十四条(詐欺破産)の罪、同条の例により処断すべき罪及び旧破産法第三百七八条(第三者の詐欺破産)の罪、旧更生特例法第五百三十九条第一項(協同組織金融機関の理事等の詐欺更生)及び第二項(相互会社の取締役等の詐欺更生)並びに第五百四十条第一項(協同組織金融機関に関する第三者の詐欺更生)及び第二項(相互会社に関する第三者の詐欺更生)の罪、旧民事再生法第二百四十六条(詐欺再生)及び第二百四十七条(第三者の詐欺再生)の罪並びに旧会社更生法第二百五十五条(詐欺再生)及び第二百五十六条(第三者の詐欺再生)の罪は、新組織的犯罪処罰法別表に掲げる罪とみなす。
附 則 (平成一六年六月九日法律第八九三号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十二日を超えてから施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を超えてから施行する。
附 則 (平成一六年五月二八日法律第六二号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一百五十六日を超えてから施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して一百五十六日を超えてから施行する。
附 則 (新組織的犯罪処罰法第一二九号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約が日本国について効力を有することとされる場合における施行日以後に施行する日から施行する。	第一条 この法律は、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約が日本国について効力を有することとされる場合における施行日以後に生ずる日から施行する。
附 則 (平成一六年六月九日法律第一〇一附則二号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を超えてから施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を超えてから施行する。
附 則 (新組織的犯罪処罰法第一二九号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約が日本国について効力を有することとされる場合における施行日以後に施行する日から施行する。	第一条 この法律は、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約が日本国について効力を有することとされる場合における施行日以後に生ずる日から施行する。
附 則 (平成一六年六月九日法律第一〇一附則二号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を超えてから施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を超えてから施行する。

事警察機構からの協力の要請についても、適用する。

**附 則** (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一六年一二月三日法律第一五二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十九条 この法律は、公布の日から起算して一年の附則の規定によりなお從前の例によることがされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前

第四十条 附則第三条から第十条まで、第二十九条及び前二条に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることによる。

(政令への委任)

第四十一条 附則第三条から第十条まで、第二十九条及び前二条に規定するものほか、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前

第四十二条 附則 (平成一六年一二月八日法律第一五六年号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一二四号)の施行の日前である場合には、

第三条のうち組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三条第一項第七号の改正規定中「第三条第一項第七号」とあるのは、「第三条第一項第三号」とする。

附 則 (平成一七年五月一八日法律第四二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各

**附 則** (平成一七年六月二二日法律第六六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十

号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。一から四まで略

**第五 条** 第四条中組織的犯罪处罚法別表第四十九号の改正規定 金融先物取引法の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百五十九号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(調整規定) 第二条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、第一条のうち刑法第三条第十二号及び第三条の二第五号の改正規定中「第三条第十二号」であるのは、「第三条第十一号」とし、第四条のうち組織的犯罪处罚法第三条第一項第八号の改正規定中「第三条第一項第八号」とあるのは、「第三条第一項第四号」とする。

**第六 条** 第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

**第七 条** 第十一条 附則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

**第八 条** 第十二条 附則 (平成一七年一〇月二一日法律第一一〇二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

**第九 条** 第十三条 附則 (平成一七年一二月三日法律第一一三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第十 条** 第十四条 附則 (平成一八年六月二一日法律第八六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第十一 条** 第十五条 附則 (平成一八年六月二一日法律第八六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第十二 条** 第十六条 附則 (平成一八年六月二一日法律第八六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第十三 条** 第十七条 附則 (平成一九年三月三一日法律第二二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

**第十四 条** 第十八条 附則 (平成一九年三月三一日法律第二二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第二条第二項(第二十二号及び第二十四号を除く)、第四条から第十条まで及び第十三条から第二十八までの規定並びに次条、附則第五条から第七条まで、附則第九条から

おその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条(第二号に係る部分に限る)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便

**第十五条** 第二十二条 附則 (平成一九年五月二十五日法律第五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

**第十六条** 第二十三条 附則 (平成一九年五月二十五日法律第五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

**第十七条** 第二十四条 附則 (平成一九年五月二十五日法律第五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

**第十八条** 第二十五条 附則 (平成一九年五月二十五日法律第五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

**第十九条** 第二十六条 附則 (平成一九年五月二十五日法律第五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

**第二十条** 第二十七条 附則 (平成一九年五月二十五日法律第五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

**第二十一条** 第二十八条 附則 (平成一九年五月二十五日法律第五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行後に犯した罪の犯罪行為を理由とする当該犯罪被害財産若しくはその保有若しくは处分に基づき得た財産の没収又はその価額の追徴についても、適用する。

**第二十二条** 第二十九条 附則 (平成一九年五月二十五日法律第五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

**第二十三条** 第三十条 附則 (平成一九年五月二十五日法律第五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)、株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)又は地方公営企業等金融機関法(平成十九年法律第六十四号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるとときは、当該法律の



一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第七条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定（公布の日から起算して二十日を経過した日（罰則の適用に関する経過措置））

**第三十六条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第三十七条** 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二五年六月二一日法律第六号）抄

（施行期日）  
八四号抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)

**第一百一十条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年一月二七日法律第八号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第一百一十一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略  
一 正する法律(平成二十五年法律第八十四号)  
の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則 (平成一六年四月二三日法律第二  
五号) 抄  
(施行期日)

1 この法律は、核物質の防護に関する条約の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二五日法律第七  
九号) 抄  
(施行期日等)

第一條 この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二七日法律第九  
一号) 抄  
この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年一月二一日法律第  
一一三号) 抄  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一七年九月四日法律第六  
三号) 抄  
(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百四十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年九月九日法律第六  
五号) 抄  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六  
一条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条（刑事訴訟法第九十条、第一百五十二条及び第一百六十一條の改正規定に限る。）、第三条及び第五条及び第八条の規定並びに附則第三条及び第五条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

附 則（平成一九年五月二四日法律第三号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年六月三日法律第五号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年六月三日法律第五号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条（刑事訴訟法第九十条、第一百五十二条及び第一百六十一條の改正規定に限る。）、第三条及び第五条及び第八条の規定並びに附則第三条及び第五条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

附 則（平成一九年五月二四日法律第三号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一九年六月二日法律第四六号）抄  
(施行期日)





(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第九条** 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪は、前条の規定による改正後の組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第六条の二、別表第三及び別表第四の規定の適用については、前条の規定による改正後の組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第六条の二、別表第三第二号方に掲げる罪とみなす。

**附 則 (令和五年六月二三日法律第六七号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**附 則 (令和五年一一月二九日法律第七九号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**附 則 (令和五年一一月二九日法律第七九号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中金融商品取引法第十五条第一項、第二十九条の四第一項、第三十三条の五第一項、第五十条の二第一項、第十一項及び第十項、第五十九条の四第一項、第六十条の三第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条第一項、第八十条第二項、第八十二条第一項、第一百六条の十二第二項、第一百五十五条の三第二項、第一百五十六条の四第二項、第一百五十六条の二十の四第二項、第一百五十六条の二十の十八第二項並びに第一百五十六条の二十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二条の規定、第五条中農業協同組合法第十二条の規定、第五条中農業協同組合法第十二条の二十六第一項、第九十二条の三第三項及び第六十二条の五の九第二項の改正規定、第六条中水産業協同組合法第八十七条の二第一項、第七十条第一項及び第七十一条第一項及び第一百七十七条第二項の改正規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項、第六条の四及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八条中投資信託及び投資法人に関する法律第十八条第五号、第一百条第五号及び第一百三十六条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第十四条の二十三第一項、第八十五条の二の

二及び第八十九条第十項の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第十六条の七の改正規定、第十二条中労働金庫法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及び第九十四条第六項の改正規定、第十二条中銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五及び第五十二条の六十一の五第一項の改正規定、第五十二条の四第一項、第二百七十二条の三百三十三第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十条第一項、第二百八十九条第一項及び第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中資産の流動化に関する法律第七十条第一項の改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十条第三項、第七十二条第一項、第九十五条の三第一項及び第九十五条の五十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第一項及び第六十条の六第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十三条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定、附則第四十四条中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一号四十八号の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条までの規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十二条第一項、第二十二条第三項及び第二十四条第二項の改正規定、第二十二条第五項から第三項まで及び第二十三条の二第一項の三第一項の規定による改正後の組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第六条の二並びに別表第三及び別表第四の規定の適用については、同法別表第三に掲げる罪とみなす。

**第一条** (政令への委任)

**第二十九条** この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

**附 則 (令和六年六月一四日法律第四八号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

**附 則 (令和六年六月一四日法律第四八号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日 (罰則に関する経過措置)

**第六十七条** この法律(附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (令和五年一二月一三日法律第八四号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の二第一項又は第二項(テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画)の罪

二 第七条の二(証人等買収)の罪

三 第十条(犯罪収益等隠匿)若しくは第十二条(犯罪収益等収受)の罪又は麻薬特例法第六条(麻薬犯罪収益等隠匿)若しくは第七条(薬物犯罪収益等収受)の罪

**附 則 (令和五年一二月一三日法律第八四号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年五号及び第六号(有印公文書偽造)の罪、同法第百五十六条(有印虚偽公文書作成)の罪(同法第百五十五条第一項又は第二項の例により処断すべきものに限る。)又は同法第百五十九条第一項(有印私文書偽造)若しくは第二項(有印私文書変造)の罪

一 第六条の二第一項(有印公文書偽造)若しくは第二項(有印私文書変造)の罪

二 第七条の二(証人等買収)の罪

三 第十条(犯罪収益等隠匿)若しくは第十二条(犯罪収益等収受)の罪

四 刑法第百五十五条第一項(有印公文書偽造)若しくは第二項(有印私文書偽造)の罪

五 刑法第百九十七条から第百九十七条の四まで(收賄、受託收賄及び事前收賄、第三者供賄、加重收賄及び事後收賄、あっせん收賄)又は第百九十八条(贈賄)の罪

六 刑法第二百二十四条から第二百二十八条まで(未成年者略取及び誘拐、當利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪)

七 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六十条第二項(児童の引渡し及び支配)の罪(同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。)

八 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十条第一項第一号(不法入国)、第二号(不法上陸)若しくは第五号(不法残留)若しくは第二項(不法在留)の罪(正犯により犯されたものを除く。)、同法第七十四条(集團密航者を不法入国させる行為等)、第七十四条の二(集團密航者の輸送)若しくは第七十四条の四(集團密航者の收受等)の罪、同法第七十四条の六(不法入国等援助)の罪(同法第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為に係るものに

限る。)、同法第七十四条の六の二第一項第一号(難民旅行証明書等の不正受交付)若しくは第二号(偽造外国旅券等の所持等)若しくは第二項(營利目的の難民旅行証明書等の不正受交付等)の罪、同法第七十四条の六の三(未遂罪)の罪(同法第七十四条の六の二第二項第三号及び第四号の罪に係る部分を除く。)又は同法第七十四条の八(不法入国者等の藏匿等)の罪

九 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十三条第一項第一号(旅券等の不正受交付)若しくは第三号から第五号まで(自己名義旅券等の譲渡等、他人名義旅券等の譲渡等、偽造旅券等の譲渡等)若しくは第二項(營利目的の旅券等の不正受交付等)の罪又はこれらの罪に係る同条第三項(未遂罪)

十 刑法第九十五条(公務執行妨害及び職務強要)の罪(裁判、検察又は警察の職務を行う公務員による次に掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る。)又は同法第一百一十三条(強要)の罪(次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る。)

イ 死刑又は無期若しくは長期四年以上の拘禁刑が定められている罪(口に掲げる罪を除く。)

ロ この表に掲げる罪

別表第一(第二条関係)

一 刑法第一百六十三条の四(支払用カード電磁的記録不正作出準備)の罪、同法第一百六十三条の五(未遂罪)の罪(同法第一百六十三条の四第一項の罪に係る部分に限る。)又は同法第一百七十五条(わいせつ物頒布等)若しくは第一百八十六条第一項(常賭博)の罪

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十号)第十八条第二号(損失補填に係る利益の収受等)の罪

三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十九条の九第一号(損失補填に係る利益の収受等)の罪

四 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二百条第十四号(損失補填に係る利益の収受等)の罪

五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第四十九条第一号(無許可営業)の罪

六 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百二号)第九十八条の四(損失補填に係る利益の収受等)の罪

七 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条)第一百二十九条の三第一号(損失補填に係る利益の収受等)の罪

八 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第一百八十一号)第一百二十二条の三(損失補填に係る利益の収受等)の罪

九 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八百三号)第十条の二の二(損失補填に係る利益の収受等)の罪

十 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十七条第三号(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(業として行う譲り受けた権利の実行)の罪

十一 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第三百六十三条第九号(損失補填に係る利益の収受等)の罪

十二 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二十四条第一号(無登録販売等)の罪(同法第三条の違反行為に係るものに限る。)又は同法第二十四条の二第一号(興奮等の作用を有する毒物等の販売等)の罪

十三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第一百九十八号)第二百三十六条第二項(投資主の権利の行使に関する利益の受供与)又は第二百四十三条第二号(損失補填に係る利益の収受等)の罪

十四 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第九十条の四の二(損失補填に係る利益の収受等)の罪

十五 覚醒剤取締法第四十一条の十三(覚醒剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋)の罪

十六 出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項(不法就労助長)又は第七十三条の二第一項(在留カード偽造等準備)の罪

十七 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十号)第二十五条の二の二(損失補填に係る利益の収受等)の罪

十八 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百五十五号)第三十一条の三第一号(銃砲及び銃砲弾以外の武器の無許可製造)の罪

十九 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)第一百条の四の二(損失補填に係る利益の収受等)の罪

二十 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第八条第三項(元本を保証して行う出資金の受入れ等)の罪(同法第一条第二項第一項の違反行為に係るものに限る。)

二十一 売春防止法第六条第一項(周旋)、第七条(困惑等による売春)又は第十条(売春をさせる契約)の罪

二十二 銃砲刀剣類所持等取締法第三十二条の五(拳銃等の譲渡しと譲受けの周旋等)、第三十二条の十六第一項第一号(拳銃等及び獵銃以外の銃砲等又は刀剣類の所持)、第二号(拳銃部品の所持)若しくは第三号(拳銃部品の譲渡し等)若しくは第二項(未遂罪)の罪

二十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第一百四十五号)第八十四条第九号(無許可医薬品販売業)の罪

二十四 無限連鎖講の防止に関する法律(昭和五十三年法律第一百一号)第五条(開設等)の罪

二十五 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六十一条第一号(無免許営業)又は第六十三条の二の二(損失補填に係る利益の収受等)の罪

二十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第五十九条第一号(禁止業務についての労働者派遣事業)の罪(同法第四条第一項の違反行為に係るものに限る。)

二十七 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十八条(特別永住者証明書偽造等準備)の罪

二十八 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七条)第八十条第三号(損失補填に係る利益の収受等)の罪

二十九 保険業法(平成七年法律第一百五号)第百三十七条の二第二号(損失補填に係る利益の収受等)の罪

三十 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五百号)第二百九十七条第一号(損失補填に係る利益の収受等)又は第三百十一条第三項(社員等の権利等の行使に関する利益の受供与)の罪

三十一 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第一百号)第一百四十三条第四号(損失補填に係る利益の受供与)の罪

三十二 農林中央金庫法(平成十三年法律第九号)第九十九条の二の二(損失補填に係る利益の受供与)の罪

三十三 信託業法(平成十六年法律第一百五十四号)第九十四条第七号(損失補填に係る利益の受供与)の罪

三十四 会社法第九百七十条第二項(株主等の利益の受供与)の罪

三十五 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律(平成十九年法律第三十八号)第六条第三項(特定核燃料物質の輸出入の予備)の罪

三十六 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第七十三条第一項第二号(損失補填に係る利益の受供与)の罪

三十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十年法律第七十七条)第四十九条(個人番号の提供及び盗用)又は第五十一条第一項(詐欺等行為等による個人番号の取得)の罪

三十八 個人番号(個人番号)の利用等に関する法律(平成二十一年法律第七号)第七十条(個人番号の提供及び盗用)の罪

三十九 本邦の平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十八条(特別永住者証明書偽造等準備)の罪(同法第七十七条第二項の罪に係るものに限る。)

四十 刑法第八十二条(外患誘致)又は第八十条(外患援助)の罪

四十一 刑法第一百六条(騒乱)の罪(同条第三号に係る部分を除く。)



和二十七年法律第二百三十八号) 第五条(軍用物の損壊等)の罪  
三十 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条第一項(ジアセチルモルヒネ等の輸入等)、第六十四条の二第二項若しくは第二項(ジアセチルモルヒネ等の製剤等)、第六十四条の三第一項若しくは第二項(ジアセチルモルヒネ等の施用等)、第六十五条第一項若しくは第二項(ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の輸入等)、第六十六条第一項若しくは第二項(ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の製剤等)、第六十六条の二第一項(麻薬の施用等)、第六十六条の三第一項(向精神薬の輸入等)又は第六十六条の四第二項(營利目的の向精神薬の譲渡等)の罪  
三十一 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第十三条第一項(有線電気通信設備の損壊等)の罪  
三十二 武器等製造法第三十一条第一項(銃砲の無許可製造)若しくは第三十一条の二第一項(銃砲弾の無許可製造)の罪又は同法第三十条の三第四号(獵銃等の無許可製造)の罪(獵銃の製造に係るものに限る)  
三十三 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十号)第一百九十二条第一項(ガス工作物の損壊等)の罪  
三十四 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第一百八条の四第一項若しくは第二項(輸出してはならない貨物の輸出)、第一百九条第一項若しくは第二項(輸入)、第一百九条の二第一項若しくは第二項(輸入してはならない貨物の保税地域への貯置等)、第一百十条第一項若しくは第二項(偽りにより関税を免れる行為等)、第一百十一条第一項若しくは第二項(けしの栽培等)又は第五十二条第一項(あへんの譲渡し等)の罪  
三十五 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第五十一条第一項若しくは第二項(けしの栽培等)の罪  
三十六 自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)第一百二十一条(自衛隊の所有する武器等の損壊等)の罪  
三十七 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条(高金利等)、第五条の二第一項(高保証料)、第五条の三(保

証料がある場合の高金利等)又は第八条第一項若しくは第二項(業として行う著しい高金利の脱行行為等)の罪  
三十八 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十九条(不正の手段による補助金等の受交付等)の罪  
三十九 売春防止法第八条第一項(対償の收受等)、第十一条第二項(業として行う場所の提供)、第十二条(売春をさせる業)又は第七十九号(第二十六条第一項(高速自動車国道の損壊等)の罪  
四十 水道法(昭和三十二年法律第七百七十七条)第五十五条第一項(水道施設の損壊等)の罪  
四十二 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第一項(銃砲等の発射)の罪(拳銃等の発射に係るものを除く)、同条第二項若しくは第三項(拳銃等の発射)若しくは第三十一条の二第一項(拳銃等の輸入)の罪、同法第三十一条の三第一項若しくは第二項(銃砲等の所持等)の罪(拳銃等の所持に係るものを除く)又は同条第三項若しくは第四項(拳銃等の所持等)、第三十一条の四第一項若しくは第二項(拳銃等の譲渡し等)、第三十一条の六(偽りの方針により銃砲等の所持の許可を受けける行為)、第三十一条の七第一項(拳銃実包の輸入)、第三十一条の八(拳銃実包の所持)、第三十一条の九第一項(拳銃実包の譲渡し等)、第三十一条の十一第一項第一号、第二号若しくは第四号若しくは第三項(獵銃の所持等)若しくは第三十一条の十三(拳銃等の輸入に係る資金等の提供)の罪  
四十三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四十四条第一項(公共下水道の施設の損壊等)の罪  
四十四 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第一百九十六条又は第二百九十六条の二(特許権等の侵害)の罪  
四十五 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第五十六条(実用新案権等の侵害)の罪  
四十六 意匠法(昭和三十四年法律第二百一十五号)第六十九条又は第六十九条の二(意匠権等の侵害)の罪  
四十七 商標法(昭和三十四年法律第二百一十七号)第七十八条又は第七十八条の二(商標権等の侵害)の罪

四十八 道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)第一百五十五条(不正な信号機の操作等)の罪  
四十九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条の九(業として行う指定薬物の製造等)の罪  
五十 新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の处罚に関する特例法(昭和三十九年法律第二百十一号)第二条第一項(自動列車制御設備の損壊等)の罪  
五一 電気事業法(昭和三十九年法律第二百七十号)第一百五十五条第一項(電気工作物の損壊等)の罪  
五十二 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百三十八条第一項若しくは第三項若しくは第二百三十九条第一項(偽りにより所得税を免れる行為等)又は第二百四十条第一項(所得税の不納付)の罪  
五十三 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第一百五十九条第一項又は第三項(偽りにより法人税を免れる行為等)の罪  
五四 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の处罚に関する法律(昭和四十三年法律第二百二号)第一条第一項(海底電線の損壊)又は第二条第一項(海底パイプライン等の損壊)の罪  
五十五 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第一百九十九条第一項又は第二项(著作権等の侵害等)の罪  
五六 航空機の強取等の处罚に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条第一項(航空機の運航阻害)又は第四条(航空機の運航阻害)の罪  
五十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十七号)第二十五条第一項(無許可廃棄物処理業等)の罪  
五十八 火炎びんの使用等の处罚に関する法律(昭和四十七年法律第十七号)第二条第一項(火炎びんの使用)の罪  
五十九 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第三十四条第一項(熱供給施設の損壊等)の罪  
六十 航空の危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第一条(航空危険)、第二条第一項(航行中の航空機を墜落させる行為等)、第三条第一項(業務中の航空機の破壊等)又は第四条

(業務中の航空機内への爆発物等の持込み)の罪  
六十一 人質による強要行為等の处罚に関する法律第一条第一項若しくは第二項(人質による強要等)又は第二条(加重人質強要)の罪  
六十二 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第九条第一項(生物兵器等の使用)若しくは第二項(生物剤等の発散)又は第十条第一項(生物兵器等の製造)若しくは第二項(生物兵器等の所持等)の罪  
六十三 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十七条(無登録営業等)の罪  
六十四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第五十八条(有害業務目的の労働者派遣)の罪  
六十五 預託等取引に関する法律(昭和六十年法律第六十二号)第三十二条(勧誘等の禁止等)の罪  
六十六 流通食品への毒物の混入等に係る特別措置法(昭和六十二年法律第二百三号)第九条第一項(流通食品への毒物の混入等)の罪  
六十七 消費税法(昭和六十三年法律第二百八号)第六十四条第一項又は第五項(偽りにより消費税を免れる行為等)の罪  
六十八 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法第二十六条第一項から第六項まで(特別永住者証明書の偽造等)又は第二十七条(偽造特別永住者証明書等)の罪  
六十九 麻薬特例法第六条第一項(薬物犯罪収益等隠匿)又は第七条(薬物犯罪収益等収受)の罪  
七十 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第五项まで(営業秘密の不正取得等)の罪  
七十二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八条第一項(化学兵器の使用)若しくは第二項(毒性物質等の発散)又は第三十九条第一項から第三項まで(化学兵器の製造等)の罪  
七十一 不正競争防止法第二十二条第一項から第五項まで(営業秘密の不正取得等)の罪  
七十三 第五十七条の二(国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等)の罪  
七十四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第五项まで(営業秘密の不正取得等)の罪  
七十五 第五十七条の二(国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等)の罪  
七十六 第二項(毒性物質等の発散)又は第三十九条第一項から第三項まで(化学兵器の製造等)の罪  
七十七 第二項(毒性物質等の発散)又は第三十九条第一項から第三項まで(化学兵器の製造等)の罪

七十三 サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条第一項（サリン等の発散）又は第六条第一項（サリン等の製造等）の罪  
七十四 保険業法第三百三十一条第四項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪  
七十五 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第一百四号）第二十条第一項（臓器売買等）の罪  
七十六 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十号）第三十二条（無資格スポーツ振興投票）の罪  
七十七 種苗法（平成十年法律第八十三号）第六十七条（育成者権等の侵害）の罪  
七十八 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第三百十一号）第六項（社員等の権利等の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪  
六十七条（育成者権等の侵害）の罪  
七十九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第六十七条第一項（二種病原体等の発散、第六十八条第一項若しくは第二項（二種病原体等の輸入）、第六十九条第一項（二種病原体等の所持等）又は第七十条（二種病原体等の輸入）の罪  
八十 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第一百六号）第二十二条第一項（対人地雷の製造）又は第二十三条（対人地雷の所持）の罪  
八十一 児童買春・児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五条第一項（児童買春勧誘）又は第七条第六項から第八項まで（児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等）の罪  
八十二 民事再生法第二百五十五条（詐欺再生）又は第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等）の罪  
八十三 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の处罚に関する法律（第二条第一項（公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者による資金等を提供する行為）又は第三条第一項から第三項まで、第四条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二项（公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しよと/orする者による資金等の提供等）の罪

八十四 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機関の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）第七十三条第一項（不実の署名用電子証明書等を発行させる行為）の罪  
八十五 会社更生法第二百六十六条（詐欺更生）又は第二百六十七条（特定の債権者等に対する担保の供与等）の罪  
八十六 破産法第二百六十五条（詐欺破産）又は第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等）の罪  
八十七 会社法第九百六十三条から第九百六十六条まで（会社財産を危うくする行為、虚偽文書行使等）預合い、株式の超過発行、第八十条（放電線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律第三条第一項（放射線の発散等）、第四条第一項（原子核分裂等装置の製造）、第五条第一項若しくは第二項（原子核分裂等装置の所持等）、第六条第一項（特定核燃料物質の輸出入）、第七条（放射性物質等の使用の告知による脅迫）又は第八条（特定核燃料物質の窃取等の告知による強要）の罪  
八十九 海賊行為の处罚及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項又は第三項（海賊行為）の罪  
九十一 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法（平成二十一年法律第一百十号）第六十条第一項（汚染廃棄物等の投棄等）の罪  
九十二 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）第十一条第一項（家畜遺伝資源の不正取得等）の罪  
九十三 性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第三条第二項（不特定又は多数の者に対する性的な映像記録提供等）又は第五条第一項若しくは第二項（性的な姿態等の映像送信）の罪

別表第四（第六条の二関係）

一 別表第三に掲げる罪（次に掲げる罪を除く。）  
イ 刑法第七十七条第一項（内乱）の罪（同項第三号に係る部分を除く。）並びに同法第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）及び第一百九十八条（贈賄）の罪  
ロ 爆発物取締罰則第一条（爆発物の使用）の罪  
ハ 児童福祉法第六十条第二項（児童の引渡し及び支配）の罪（同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。）  
二 出入国管理及び難民認定法第七十条第一項第一号（不法入国）、第二号（不法上陸及び第五号（不法残留）並びに第二項（不法在留）の罪（正犯により犯されたものを除く。）同法第七十四条の二第一項（集団密航者の輸送）の罪、同法第七十四条の六（不法入国等援助）の罪（同法第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る。）並びに同法第七十四条の六の二第一項第一号（難民旅行証明書等の不正受交付）及び第二号（偽造外国旅券等の所持等）並びに第七十四条の人第一項（不法入国者等の藏匿等）の罪  
二 第七条（組織的な犯罪に係る犯人藏匿等）の罪（同条第一項第一号から第三号までに掲げる者に係るものに限る。）又は第七条の二第二項（証人等買収）の罪  
三 イ 刑法第九十八条（加重逃走）、第九十九条（被拘禁者奪取）又は第一百条第二項（逃走援助）の罪  
四 ロ 刑法第一百九十八条（偽証）の罪  
四 四 爆発物取締罰則第九条（爆発物の使用、製造等の犯人の藏匿等）の罪  
五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第四条第一項（偽証）の罪

六 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第五十六条（組織的な犯罪に係る証拠隠滅等）又は第五十七条第一項（偽証）の罪